

生徒心得

南伊勢高等学校

生徒は常に頭髪・服装を正しく・清潔・端正を旨とし、品位を保つこと。

1. 服装・頭髪等

①服装等について

- ・学校指定の制服とし、許可なく一切改造してはならない。
- ・ブレザー・スラックス・スカート・セーター・ポロシャツ（長袖）を基本形とする。
- ・ベルトは派手でないもの。
- ・夏用スラックス・スカート、半袖のポロシャツ、セーターは希望者購入とする。
- ・制服の補正は必ず学校へ申し出ること。
- ・ブレザー・ポロシャツのボタンがとれていないこと。また、ポロシャツのボタンダウンと第三ボタンは必ず留めること。
- ・ポロシャツの中に着るＴシャツ等は見えないように着用する。
- ・スカート丈は膝頭の上から中央までとする。（ウエスト部を折り曲げないこと）
- ・ポロシャツの襟をブレザーの中に入れる。
- ・靴下は、奇抜でないもの。ルーズソックス等は禁止。
- ・ストッキングは、無地で派手でないもの。
- ・通学時のみ、ウインドブレーカーまたは無地のジャケット・コートの着用を認める（派手でないもの）。
- ・特別な事情がある場合は、生徒指導部に申し出て異装許可を受けること。
- ・通学靴は運動靴又は革靴とし、ロングブーツやスリッパ類は禁止とする。

②頭髪等について

- ・清潔を保ち、高校生らしい勉学に支障のない髪形とする。
- ・人工加工（染色・脱色・パーマ・カール・剃り込み・リーゼント・エクステンション等）は禁止。
- ・奇抜な眉剃りは禁止。
- ・奇抜で極端な髪形等は禁止する。
- ・髪の毛の長さに応じ、端正に整え、まとめること。

③鞆について

- ・鞆は必ず持ってくるものとし、手ぶら登校は認めない。
- ・教科書等が入る大きさのもので、チャック等で必ず閉めきることができるものとする。
- ・高価な鞆や華美な鞆は持ってこない。
- ・校内での保管については教室内で自己管理すること。
- ・名前等を書くなど自分の鞆がはっきり分るようにすること。

④その他

- ・化粧・マニキュア等は禁止。
- ・装身具・アクセサリー類（指輪、ネックレス、イヤリング、ピアス、ブレスレット等）は禁止。
- ・爪は清潔を保ち、短く切っておくこと。

2. アルバイト

- ・学期中のアルバイトは原則として禁止である。
- ・長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）に関しては、生活・成績面で問題のない生徒に限り、申請に基づいて認め許可証を発行する。
- ・ただし、家庭事情等特別の理由がある場合にはこの限りではないので担任に相談すること。

3. 指導としての懲戒

生徒が教育上好ましくない行為や社会的に許されない行為を行い、又通常の指導を行ってもなお問題行動を繰り返す場合には、懲戒処分を行う。

4. その他

①自転車通学

- ・自転車を登録し、学校のステッカーを貼ること。
- ・道路交通法の違反は絶対にしない。携帯電話等を使用したり音楽を聴きながらの運転は行わない。
- ・傘さし運転は禁止。雨の時は雨合羽を着用する。
- ・ヘルメット着用が望ましい。

②車での送迎

- ・やむを得ず保護者の方に送迎してもらうときは、事故を避けるために校門前の坂の下で降車する。
- ・送迎は保護者や保護者に準ずる者のみに認める。

③免許取得

- ・二輪の免許取得は原則禁止する。ただし、通学に際し最寄りのバス停・鉄道の駅等までが遠いなどの特殊な事情がある場合は、原動機付自転車免許取得の特別許可を検討する。
- ・就職のための普通免許取得については、3学年時に保護者向け説明会がある。

④夜間外出

- ・高校生の午後 10 時以降の外出は、法令で禁止されており、深夜徘徊として警察の補導対象となる。学校でも特別指導の対象となる。

⑤補導

- ・補導されたときは速やかに学校に連絡すること。